【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年６月26日
【発行者の名称】	株式会社ファーストステージ （First Stage Corporation）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本田　誠二
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田３丁目３番20号 明治安田生命大阪梅田ビル22階
【電話番号】	06-6347-1106（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長　　藤川　和彦
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　永堀　真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ファーストステージ https://www.1st-stage.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部　【企業情報】

第１　【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２　【企業の概況】

１　【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第19期
決算年月		2026年３月
売上高	(千円)	15,948,863
経常利益	(千円)	868,545
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	543,994
包括利益	(千円)	544,003
純資産額	(千円)	4,067,651
総資産額	(千円)	22,303,165
１株当たり純資産額	(円)	3,167.95
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	123.00 (―)
１株当たり当期純利益金額	(円)	423.67
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	(円)	403.52
自己資本比率	(％)	18.2
自己資本利益率	(％)	14.0
株価収益率	(倍)	3.8
配当性向	(％)	29.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△7,815,544
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△23,809
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	7,242,121
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	3,134,953
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	63〔―〕

(注) １．当社グループは、第19期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
２．従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員は雇用しておりません。

２ 【沿革】

当社の創業者である中野秀樹は、2007年10月に投資用不動産販売を目的として大阪市北区に当社を設立いたしました。

その後、不動産の賃貸・建物管理等を開始し現在に至っております。

当社の設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2007年10月	大阪市北区曽根崎新地に株式会社ファーストステージを設立
2007年11月	宅地建物取引業免許（大阪府知事免許）を取得
2009年12月	本社を大阪市北区梅田に移転
2014年６月	資本金を8,000万円に増資
2015年１月	兵庫県三木市にて太陽光発電開始（750ｋｗ）
2015年６月	初の自社ブランド「ファーストレジデンス三宮　ＥＡＳＴ」販売開始
2016年３月	奈良県吉野郡大淀町にて太陽光発電開始（500ｋｗ）
2016年11月	兵庫県加西市にて太陽光発電開始（750ｋｗ）
2017年12月	株式会社ファーストステージホールディングス（注１）と株式会社ＦＳソリューション（注２）を吸収合併
2019年10月	賃貸住宅管理業者に登録
2020年５月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2021年11月	奈良県吉野郡大淀町 太陽光発電売却
2022年３月	兵庫県三木市 太陽光発電売却
2022年５月	兵庫県加西市 太陽光発電売却
2025年２月	株式会社ファーストステージディベロップメントを設立（100％出資・連結子会社）
2025年３月	株式会社ファーストステージディベロップメント　宅地建物取引業免許（大阪府知事免許）を取得
2025年10月	京都支店を開設

（注）１．株式会社ファーストステージホールディングスは、当社の株式保有を目的として2015年９月に設立されました。

２．株式会社ＦＳソリューションは、不動産の賃貸管理等を目的として当社の創業者である中野秀樹がその100％を出資する資産管理会社である株式会社セカンドステージ（現 ＨＮホールディングス株式会社）が100％を出資しておりました。

３　【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、「将来に備えて、将来を豊かにする。幸せな人生設計に貢献し、一番すてきなステージへ」という経営理念のもと、「価値ある資産を常に提供し続けます」という経営方針を掲げ、不動産ソリューション事業を展開しております。具体的には、大阪府下を中心とした投資用不動産販売、不動産賃貸管理、不動産建物管理、その他を行っております。

(1) 投資用不動産販売

当社グループは、主に大阪府下を中心に、賃貸需要の旺盛な都心に位置する投資用不動産の販売を行っております。当社が販売する物件は外観に高級感があり、アウトポール工法（注）を積極的に採用し、一部内装には人工大理石を使用するなどハイグレードな単身者向けのマンションもあります。最寄駅から徒歩10分圏内を基本としており、在宅ワーク等に適した環境作りも踏まえインターネット環境の整備として入居者が入居当日から無料で利用できるＷｉ－Ｆｉを完備しております。

また、当社グループは、個人及び不動産販売等を目的とした事業法人を顧客としております。個人顧客層は全国の医師・歯科医師が中心であり、景気の動向に左右されにくい特徴があります。また、既存顧客の投資用不動産購入のリピート購入や既存顧客の紹介率が高くなっております。

当社グループは、デベロッパーなどの開発業者から完成した、または完成予定の１棟マンションを販売用不動産として仕入れてきました。また、第16期末よりは開発用地から取得する開発事業にも着手してきました。１棟マンションの仕入れと開発事業を並行し、販売用不動産の戦略的な仕入れを行っております。商品開発においては、入念な事前調査や開発業者や建設業者との間で綿密な協議を行い、当社の求めるグレードを保ちつつ、土地や街の個性を鑑みながら、その立地にふさわしい物件の開発に努めております。

（注）　柱や梁の出っ張りが室内になく、建物の外側に出るように設ける工法

(2) 不動産賃貸管理

当社グループが個人販売した不動産について、顧客から不動産管理を受託し、入居者の募集、家賃回収代行を行っております。また、顧客の希望によりサブリースを行っております。このようなサービスを提供することにより資産の品質管理やサポート体制を構築しております。当社グループが投資用不動産販売から不動産賃貸管理に至るまでワンストップサービスを提供することにより、投資用不動産を安心してご購入頂くことが可能となります。また、当社グループが在庫として所有している不動産につきまして、販売するまでの間に入居者を募集し、賃貸することにより家賃収入を得ております。

・不動産管理

入居者管理

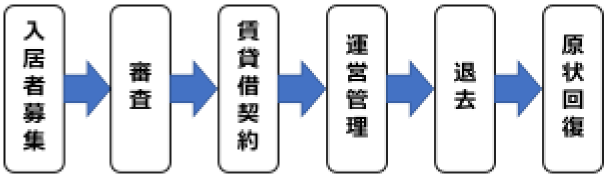

・不動産賃貸

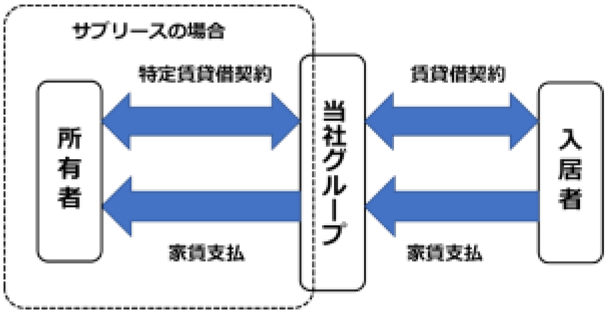

※　サブリース契約の場合、当社グループから物件の所有者に対し賃料の支払いが発生いたしますが、当社グループが保有している販売用不動産在庫を賃貸している場合には当社が支払うべき賃料の発生はありません。

(3) 不動産建物管理

当社グループは開発竣工後の１棟保有時の建物管理、及び顧客に販売したマンションにおいて、引渡し後の管理組合の組成・運営から、共用部の管理も併せて行っております。管理組合の運営や共用部の管理も当社グループが行うことにより、資産としての価値の維持・向上、顧客（区分所有者）との密なコミュニケーションによる、スムーズな管理組合運営が行えると考えております。建物管理も併せて行うことにより、販売から引渡し後の賃貸管理、そして建物管理・マンション管理業の受託を行うことによりワンストップサービスで顧客との信頼を築き上げております。

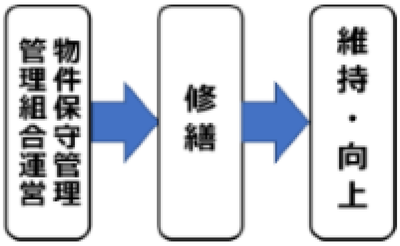

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

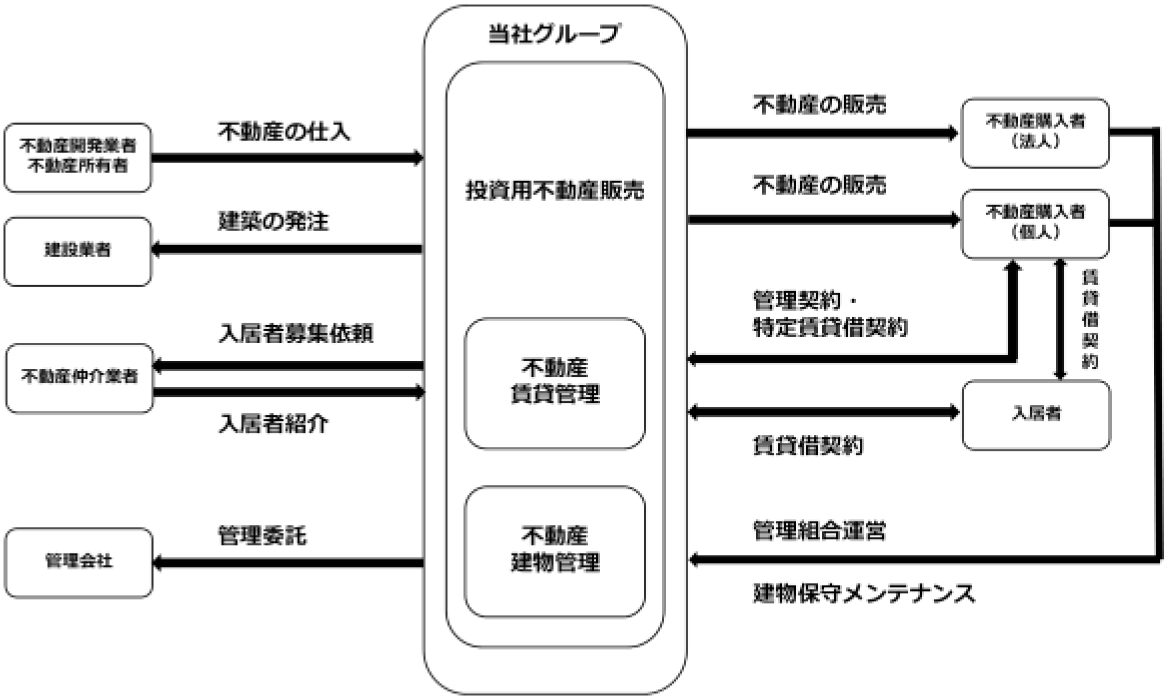

４　【関係会社の状況】

株式会社ファーストステージディベロップメントが本格稼働を開始したことに伴い、2026年３月期中間期より連結の範囲に含めております。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)ファーストステージディベロップメント (注)１	大阪府 大阪市北区	10,000	不動産販売 不動産仕入	100.0 [100.0]	当社の不動産開発と不動産仕入を行っております。 役員の兼任　１名

(注)　１．特定子会社であります。

２．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

３．㈱ファーストステージディベロップメントについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等　①売上高　　4,196百万円
②経常利益　　346〃
③当期純利益　223〃
④純資産額　　207〃
⑤総資産額　5,930〃

５ 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
不動産ソリューション事業	51
その他	1
全社（共通）	11
合計	63

（注）１．従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員は雇用しておりません。
２．全社（共通）は、管理部門等の従業員であります。

(2) 発行者の状況

2026年３月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
34	29.7	5.3	14,068

（注）１．従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員は雇用しておりません。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社の報告セグメントは、「不動産ソリューション事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、セグメントごとの記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３　【事業の状況】

１　【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移した一方で、物価上昇の継続により消費者の生活防衛意識はなお強く、個人消費には一部慎重な動きもみられました。海外経済においては、金融政策の動向や地政学的リスク、資源・エネルギー価格の変動等により、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループが主力とする都心部の収益不動産市場におきましては、借入金利の上昇、不動産価格の高止まり、建築資材及び設備機器の価格高騰、人手不足を背景とした工事費の上昇等により、事業環境は引き続き厳しい状況で推移いたしました。また、建築物に求められる性能水準への対応も一層重要となっており、物件の収益性に加え、資産性や市場競争力を踏まえた仕入・開発・販売の重要性が高まりました。

このような環境のもと、当社グループは、新規顧客層の開拓に加え、投資家ニーズに沿った開発用地及びマンションの取得を進めるとともに、厳選した仕入及び機動的な販売を推進し、競争力ある物件の確保と収益機会の拡大に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、15,948百万円、営業利益は1,256百万円、経常利益は868百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は543百万円となりました。

当社グループの報告セグメントは、「不動産ソリューション事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、セグメントごとの記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、3,134百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、7,815百万円の支出となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益868百万円の計上、棚卸資産の増加額7,207百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、23百万円の支出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出11百万円、出資金の払込による支出10百万円、敷金の差入による支出３百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、7,242百万円の収入となりました。これは主に、長期借入れによる収入17,185百万円、長期借入金の返済による支出9,608百万円、配当金の支払額157百万円によるものであります。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

サービスの内容	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)	前年同期比(％)
投資用不動産販売（千円）	15,079,871	－
不動産賃貸管理（千円）	823,010	－
不動産建物管理（千円）	42,004	－
その他（千円）	3,976	－
合計	15,948,863	

(注) １．当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

２．主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)	
	金額（千円）	割合（％）
株式会社MAXIV	2,572,931	16.1

３ 【対処すべき課題】

当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題としては以下のとおり認識し、対策に取り組んでおります。

(1) 事業拡大に対応する人材の確保及び育成

当社グループにとって最大の資産は、当社グループの保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。経営資源である人材を十分かつ適時に確保するために、採用力を強化し、人材の獲得に向けて積極的に活動するとともに、労働環境の向上や福利厚生の充実などにより離職率の低減を図ってまいります。また、人員の増加にあわせ、定期的な社内研修の実施等、教育制度の充実に努めてまいります。

(2) 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社グループの継続的な拡大を支えていくために、当社グループとしては業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断へ反映させていくことが重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実・強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

(3) 販売用不動産の継続的な確保

当社グループでは、収益性を考慮しながら積極的に販売用不動産の仕入を行っております。現時点において当面の販売物件は確保しているものの、将来的に仕入が難しい状況になる可能性があります。加えて、建築資材価格の上昇や人件費の高騰などに伴う建築費の増加が、物件の採算性に影響を与えるリスクも懸念されております。当社グループでは、事業主から相対取引で物件を仕入れており、今後も既存取引先、新規取引先から多くの情報を集め、物件の継続的な確保とともに、適切な価格での仕入および収益性の確保に努めてまいります。

(4) 事業拡大に伴い増大する資金の調達力の強化

当社グループが安定的に成長していくために、資金調達力の強化は不可欠であります。現在、調達は間接金融で行っておりますが、昨今の金利上昇傾向を踏まえ、金利変動による資金コストの増加リスクを軽減する必要性が高まっております。そのため、引き続き直接金融も含めた調達力の強化を図るとともに、直接金融の活用や資本調達の多様化を視野に入れた柔軟な資金戦略を推進し、より安定した財務基盤の構築に努めてまいります。

４ 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制について

当社グループの属する不動産業界は、宅地建物取引業法、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保責任履行法）、不動産の表示に関する公正競争規約、借地借家法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律等により、多数の法的規制を受けております。

当社グループでは、これらの法的規制に対応した社内体制を構築しており、現在、当該免許及び許認可等が取消されるおそれのある事由は発生しておりません。しかしながら今後、何らかの理由によりこれらの免許、登録、許可の取消し等があった場合には、当社グループの主要な事業活動に支障をきたし、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、今後、これらの規制の改廃や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループ

の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（許認可の状況）

会社名	許認可等の名称	許認可番号等／有効期限	規制法令	免許取消条項等
㈱ファーストステージ	宅地建物取引業者免許	大阪府知事(4)53612号 2022年11月29日～2027年11月28日	宅地建物取引業法	第5条、第66条等
㈱ファーストステージ	遊漁船業者登録	国土交通大臣(登1)1335号 2022年７月１日～2027年６月30日	遊漁船業の適正化に関する法律	第21条
㈱ファーストステージディベロップメント	宅地建物取引業者免許	大阪府知事(1)66013号 2025年３月28日～2030年３月27日	宅地建物取引業法	第5条、第66条等
㈱ファーストステージディベロップメント	マンション管理業者免許	国土交通大臣(1)第064782号 2025年４月９日～2030年４月８日	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第83条等
㈱ファーストステージディベロップメント	賃貸住宅管理業者免許	国土交通大臣(01)第010051号 2025年４月９日～2030年４月８日	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律	第23条

(2) 自然災害のリスク

地震、風水害などの自然災害により社屋・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱、景気動向、経済情勢、金利動向等が悪化、顧客の購買意欲の低下や空室の長期化、当社グループが保有する物件の滅失、劣化、棄損等が発生し、不動産価値に影響を受け、事業活動に支障が生じる可能性があります。こうした場合には、当社グループの経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があると認識しております。

(3) 感染症のリスク

感染症の蔓延等の要因により、感染拡大防止策として外出自粛要請等の措置が取られた場合、営業活動の制約や、投資用不動産の購買意欲の後退等により、当社グループの経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。また、従業員等への感染により出社できない状況になる等、人材の確保ができなくなることで業務に支障をきたし、本来のサービスの提供が困難になる可能性があります。

(4) 物件の品質確保について

当社グループでは、販売した物件の状況に応じて住宅瑕疵担保責任保険に加入しております。しかし、当社グループが販売した物件に、当該保険の対象とならない重大な契約内容不適合があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 経済状況や不動産市況等の影響について

当社グループの主力サービスである投資用不動産販売は、景気動向、金利動向、販売価格動向、競合による供給過剰による販売価格の下落、不動産関連税制の改廃等の影響を受ける傾向があります。こうした場合には、顧客の購買意欲の低下となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 不動産販売事業について

当社グループが販売する投資用不動産は、主に資産運用を目的として購入されますが、一般的に不動産による資産運用には、入居率の悪化や家賃相場の下落による賃貸収入の低下、金利上昇による借入金返済負担の増加など収支の悪化につながる様々な投資リスクが内在します。

当社グループは、顧客に対してはこれらの投資リスクについて十分説明を行い、理解の上で売買契約を締結すべく、当社役職員に対してコンプライアンス教育を徹底しております。

また、当社グループにより、投資用不動産の販売から不動産管理に至るまでのワンストップサービスを提供することで、購入者の長期的かつ安定的なマンション経営をサポートし、空室の発生や資産価値下落等のリスク低減に

取り組んでおります。しかしながら、今後、当社グループ役職員の説明不足等が原因で投資リスクに対する理解が不十分なまま不動産が販売されること等により、購入者からのクレーム等が発生した場合、当社グループの信頼が損なわれることに繋がり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟の可能性について

当社グループは、コンプライアンスの重要性を強く認識し、役職員に対して法令遵守を徹底させることにより、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反の有無に関わらず、顧客及び取引先等の間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 営業エリアについて

当社グループは、主に大阪府下に経営資源を集中することにより効率的な事業運営を行っております。このことから、当該エリアの経済状況、雇用状況、賃貸需要、地価の動向等の影響を受ける可能性があります。また、当該エリアにおいて、自然災害やテロ等の不測の事態が発生し、事業環境が悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 販売用不動産仕入について

当社グループでは、大阪府下を中心とした仕入に努めておりますが、当該エリアは競合他社も多く、今後は競争が激化する可能性があり、何らかの事情により十分な不動産関連情報の入手が困難となった場合や、仕入に必要な資金が十分に調達できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

開発用地の取得にあたっては、新規供給物件の動向や不動産販売価格の動向、将来の景気見通し、宿泊事業など他の業界の活性化、競争入札制度の普及などからくる用地取得競争によって用地価格が高騰した結果、当社グループの事業利益が圧迫され、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは建築工事を外注していることから、工事中の事故、外注先の倒産や請負契約の不履行、その他予期せぬ事象が発生した場合、工事の中止又は遅延等が生じる可能性があります。更に、建築資材の価格や建築工事にかかる人件費が想定を上回って上昇した場合、建築コストの上昇等が生じ、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 販売用不動産在庫について

当社グループは、大阪府下を中心に物件を仕入れ、早期販売に取り組んでおりますが、不動産関連税制の改正、景気悪化や予期せぬ社会情勢の変化、金利の急激な上昇等が発生した場合には、販売の低迷により販売用不動産在庫が増加し、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第９号 2008年９月26日)の適用により、収益性が低下した販売用不動産に対して評価損が計上された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 賃貸借契約について

保有する物件等について、当社グループは入居者と賃貸借契約を締結しております。しかし賃貸借契約期間満了時に契約が更新される保証はありません。また、入居者が一定期間前に通知を行うことにより賃貸借契約期間中であっても賃貸借契約を解除することができるとされているため、賃貸借契約の解除が増加した場合、新たな入居者がみつかるまでの間は賃貸収入が見込めず、賃貸収入が減少し当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 遊漁船業について

当社グループは遊漁船業を営んでおり、お客様に安全で楽しい釣り体験を提供しております。しかしながら、遊漁船事業には海上での活動が伴うため、天候の変化、海の状況、船舶の安全性に関する予期せぬリスクが常に存在します。これらのリスクが原因で、万が一人身事故やその他の重大な事故が発生した場合、当社グループの評判に重大な損害を与え、経営成績および財政状況にまで悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 有利子負債への依存について

当社グループは、物件の仕入資金を主として金融機関からの借入金によって調達しており、有利子負債依存率が高い状況であります。当社グループでは、財政状態の健全性を維持するため手元資金とのバランスを考えながら借入額や借入時期を調整しておりますが、市場金利が上昇する局面や、不動産業界又は当社の調達金利が上昇した場合には、支払利息が増加し、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、資金調達に際しては、特定の金融機関に依存することなく、案件ごとに金融機関に融資を打診しております。しかしながら、何らかの要因により当社が必要とする資金調達に制約を受けた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 顧客情報管理について

当社グループは、多くの顧客（潜在顧客を含みます。）や入居者の個人情報を保有しております。当社グループでは、プライバシーマークを取得しており、個人情報保護に関連する社内諸規程を整備し、社内情報管理システムのセキュリティー強化に取り組むとともに、役職員に対する個人情報保護に関する教育・研修を実施すること等により、情報管理の徹底に努めております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、個人情報が外部に漏えいした場合には、損害賠償請求や信用低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 人材の確保及び育成について

当社グループの事業遂行において、優秀な人材を確保・定着させることが重要な戦略の一つであります。今後も優秀な人材を確保すべく積極的な採用活動を行っていく方針でありますが、十分な人材の確保ができない場合や、大量の退職者が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 連帯保証に関するリスクについて

当社グループは、業務提携先（１社）の金融機関（１社）との一部取引に関して、同業務提携先の連帯保証をしております。現時点では、当該取引に基づく債務履行に問題は発生しておりませんが、将来的に当該業務提携先が同金融機関に対し損害を生じさせる事案が発生した場合に限り、当社グループが代位弁済義務を負う可能性があります。その場合、債務額や支払時期によっては、当社グループの財務状態や資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(17) 担当J-Adviserとの契約について

当社グループは、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2020年５月27日に上場いたしました。

当社グループではフィリップ証券㈱を2019年８月26日の取締役会において、担当J-Adviserに指定する事を決議し、2019年８月30日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後３年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く。）、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算

して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a)　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b)　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2)　銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3)　破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4)　前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a)　甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b)　甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a)　当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b)　前ａの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5)　事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

(a)　TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b)　上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3)ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6)　不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ｉ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ　非上場会社からの事業の譲受け、ｖ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ　他の者への事業の譲渡、ⅶ　非上場会社との業務上の提携、Ⅷ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ　その他非上場会社の吸収合併又はこれらｉからⅧまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7)　支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

(8)　有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9)　虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10)　法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

ｂ ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ 議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

ｇ 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。

また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは、当連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計期間及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産合計は、22,147百万円となりました。主な内訳は現金及び預金が3,134百万円、販売用不動産が11,373百万円、仕掛販売用不動産が4,214百万円、前渡金が2,494百万円です。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産合計は、155百万円となりました。主な内訳は有形固定資産が34百万円、投資その他の資産合計が116百万円です。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債合計は、6,205百万円となりました。主な内訳は１年内返済予定の長期借入金が5,296百万円です。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債合計は、12,030百万円となりました。主な内訳は長期借入金が11,747百万円です。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、4,067百万円となりました。主な内訳は資本金が80百万円、資本剰余金が938百万円、利益剰余金が3,866百万円です。

(3) 経営成績の分析

「１【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「１【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４　【設備の状況】

１　【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、重要な設備の新設は行っておりません。

２　【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

2026年３月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
		建物 (千円)	リース資産 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市北区)	本社機能等	9,675	5,746	215 (18.06)	23,397	39,035	63

(注) １．帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、車両運搬具、ソフトウエア、船舶の合計であります。

２．本社の建物は賃借物件であり、その概要は以下のとおりであります。

事業所名(所在地)	設備の内容	貸借面積（㎡）	年間貸借料(千円)
本社(大阪市北区)	本社機能	515.6	45,230

３．従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員は雇用しておりません。

４．当社グループの報告セグメントは、「不動産ソリューション事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、セグメントに関連付けた記載は省略しております。

３　【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５　【発行者の状況】

１　【株式等の状況】

(1)　【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	連結会計年度末現在発行数（株）（2026年３月31日）	公表日現在発行数（株）（2026年６月26日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,936,000	7,452,000	2,484,000	2,484,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	9,936,000	7,452,000	2,484,000	2,484,000	―	―

（注）　未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式234,800株が含まれております。

(2)　【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（2019年１月15日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在（2026年３月31日）	公表日の前月末現在（2026年5月31日）
新株予約権の数(個)	587	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	234,800(注)１、３	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,163(注)２、３	同左
新株予約権の行使期間	自　2021年１月16日 至　2029年１月15日(注)４	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格　1,163(注)３ 資本組入額　582(注)３	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が認めた場合は、その限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―	―

（注）１．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数} \times \text{1株あたり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

３．2020年１月16日開催の取締役会決議により、2020年２月３日付で普通株式１株につき400株の株式分割を行っており、これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

４．当該期間において、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日（2020年５月27日）の１年後から2029年１月15日までの間を、新株予約権を行使することができる期間としております。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年２月３日（注）	2,477,790	2,484,000	―	80,000	―	―

（注） 株式分割（１：400）によるものであります。

(6)【所有者別状況】

2026年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	―	―	2	―	―	5	7	―
所有株式数(単元)	―	―	―	840	―	―	24,000	24,840	―
所有株式数の割合(%)	―	―	―	3.4	―	―	96.6	100	―

（注）自己株式1,200,000株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2026年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
中野 秀樹	大阪市福島区	840,000	65.41
本田 誠二	大阪府高槻市	120,000	9.35
杉本 篤志	大阪府吹田市	120,000	9.35
取田 大	大阪市中央区	120,000	9.35
ＨＮホールディングス株式会社	大阪市福島区福島 ４丁目３-23-3807号	83,900	6.53
株式会社リーフ・ビル・ライフ	大阪市北区西天満５丁目14-７	100	0.01
計	―	1,284,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,200,000	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,284,000	12,840	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	2,484,000	―	―
総株主の議決権	―	12,840	―

② 【自己株式等】

2026年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 ファーストステージ	大阪市北区梅田３丁目３番20号	1,200,000	―	1,200,000	48.31
計	―	1,200,000	―	1,200,000	48.31

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第１回新株予約権（2019年１月15日臨時株主総会決議）

決議年月日	2019年１月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役４名、当社従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注） 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役４名、当社従業員３名、子会社取締役１名、子会社従業員２名となっております。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他(―)	―	―	―	―
保有自己株式数	1,200,000	―	1,200,000	―

３ 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけており、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対しての安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

また、配当の回数につきましては年１回を基本方針としておりますが、取締役会決議により毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当を行う場合、期末配当の決定機関は株主総会であります。なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、１株当たり123円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は29.0％となりました。

内部留保資金につきましては、事業の拡大を目的とした中長期的な事業資源として利用していく予定であります。なお、当事業年度にかかる剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当額（円）
2026年６月26日 定時株主総会	157,932	123

４ 【株価の推移】

（1）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期
決算年月	2024年３月	2025年３月	2026年３月
最高(円)	―	―	―
最低(円)	―	―	―

（注） １．最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
２．第17期から第19期については、売買実績がないため記載しておりません。

（2）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	11月	12月	2026年１月	２月	３月
最高(円)	―	―	―	―	―	―
最低(円)	―	―	―	―	―	―

（注） 2025年10月から2026年３月までにおいては売買実績がありません。

５　【役員の状況】

（1）役員一覧

男性７名　女性－名(役員のうち女性の比率　－％)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長 営業本部長	本田　誠二	1974年４月15日生	1999年４月 2008年６月 2016年４月 2019年６月 2021年６月	日本エスリード株式会社（現 エスリード株式会社）入社 当社 入社 当社 代表取締役社長 当社 代表取締役ＣＯＯ 兼営業本部長 当社 代表取締役社長 兼営業本部長（現任）	（注）３	（注）５	120,000
取締役	上席 副社長	取田　大	1980年２月26日生	2002年４月 2009年１月 2017年４月 2024年６月	日本エスリード株式会社（現エスリード株式会社）　入社 当社 入社 当社 営業部長（現任） 当社 取締役（現任）	（注）３	（注）５	120,000
取締役	副社長	吉田　光利	1978年１月１日生	2001年４月 2008年３月 2017年４月 2025年６月	日本エスリード株式会社（現エスリード株式会社）　入社 当社 入社 当社 営業部長（現任） 当社 取締役（現任）	（注）３	（注）５	―
取締役	会長	中野　秀樹	1975年２月14日生	1997年４月 2007年10月 2013年８月 2016年４月 2019年６月 2023年６月	日本エスリード株式会社（現エスリード株式会社）入社 当社設立 代表取締役社長 株式会社セカンドステージ（現ＨＮホールディングス株式会社）設立 当社 代表取締役会長 当社 代表取締役CEO 当社 取締役会長（現任）	（注）３	（注）５	923,900 （注）６
取締役	管理本部長	藤川　和彦	1975年11月４日生	2007年１月 2011年11月 2013年10月 2016年２月 2018年９月 2025年４月 2025年６月 2025年７月	株式会社ジェイオーグループホールディングス 入社 夢の街創造委員会株式会社（現株式会社出前館）　入社 株式会社サンユー都市開発 入社 株式会社エム・シー・アンド・ビー入社 当社 入社 当社 管理本部長（現任） 当社 取締役（現任） 株式会社ファーストステージディベロップメント　取締役（現任）	（注）３	（注）５	―
取締役	―	上田　宗則	1971年９月27日生	2008年12月 2013年10月 2016年８月 2016年12月 2016年12月 2017年10月 2018年８月 2018年９月 2019年６月 2020年４月 2021年12月 2022年６月 2023年６月	有限責任 あずさ監査法人 入所 公認会計士登録 北浜経営コンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 株式会社コラントッテ 社外取締役 ユースシアタージャパン株式会社社外監査役 当社 取締役（現任） BODYMAKER株式会社 社外取締役 株式会社ユニソンプラネット社外取締役 株式会社関西木材市場 社外監査役 株式会社イタミアート社外監査役（現任） 株式会社ラングローブ社外取締役（現任） 株式会社ジョヴィ社外取締役（現任） 大阪木材市場株式会社社外監査役（現任）	（注）３	（注）５	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数（株）
常勤監査役	―	越本 徹史	1949年２月５日生	1974年４月 1995年４月 1995年６月 2007年３月 2010年６月 2013年12月 2017年４月	株式会社兵庫相互銀行（現 株式会社みなと銀行）入行 日本エスリード株式会社（現 エスリード株式会社）入社 同社 取締役 株式会社大正銀行 入行 株式会社オークス・コーポレーション 入社 ランドスケープアーキテクチャー株式会社 入社 当社 監査役（現任）	（注）４	（注）５	―
計								1,163,900

（注）１．取締役　上田宗則氏は、社外取締役であります。
２．監査役　越本徹史氏は、社外監査役であります。
３．2026年６月26日開催の定時株主総会終結の時から、2027年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
４．2023年６月29日開催の臨時株主総会終結の時から、2027年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
５．2027年３月期における役員報酬の総額については、「６　コーポレート・ガバナンスの状況等（3）役員の報酬等」に記載のとおりであります。
６．取締役会長 中野秀樹氏の所有株式は、同氏の資産管理会社であるＨＮホールディングス株式会社が所有する83,900株を含んだ実質所有株式数を記載しております。

（２）　社外役員の状況

当社は社外取締役１名、社外監査役１名を選任しております。社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し、豊富な経験を通じて培われた見識をもって独立した立場から発言を行っております。当社は社外取締役及び社外監査役による意見を当社の監査に反映することで、社外の独立した立場の視点を経営に取り入れ、取締役会の意思決定に客観性や中立性を確保することができると考えております。

社外取締役 上田宗則氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的な知見に加え、他の会社の社外取締役経験を有し、その幅広い見識に基づき適宜助言又は提言を得るため、社外取締役に選任しております。

社外監査役 越本徹史氏は、長年金融機関で勤務し、財務・労務管理の豊富な経験を有し、また、東京証券取引所市場第一部上場企業で取締役管理本部長の経験が長く、財務・会計・総務に知見があり、特に当社の属する業界に深い見識を有しており、当社の監査に活かすことが可能であると判断し、社外監査役に選任しております。

また、当社では経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を社外役員として選任することとしております。

なお、社外取締役上田宗則氏は当社新株予約権38個を保有しております。この関係以外に、当社と社外取締役、社外監査役の間に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

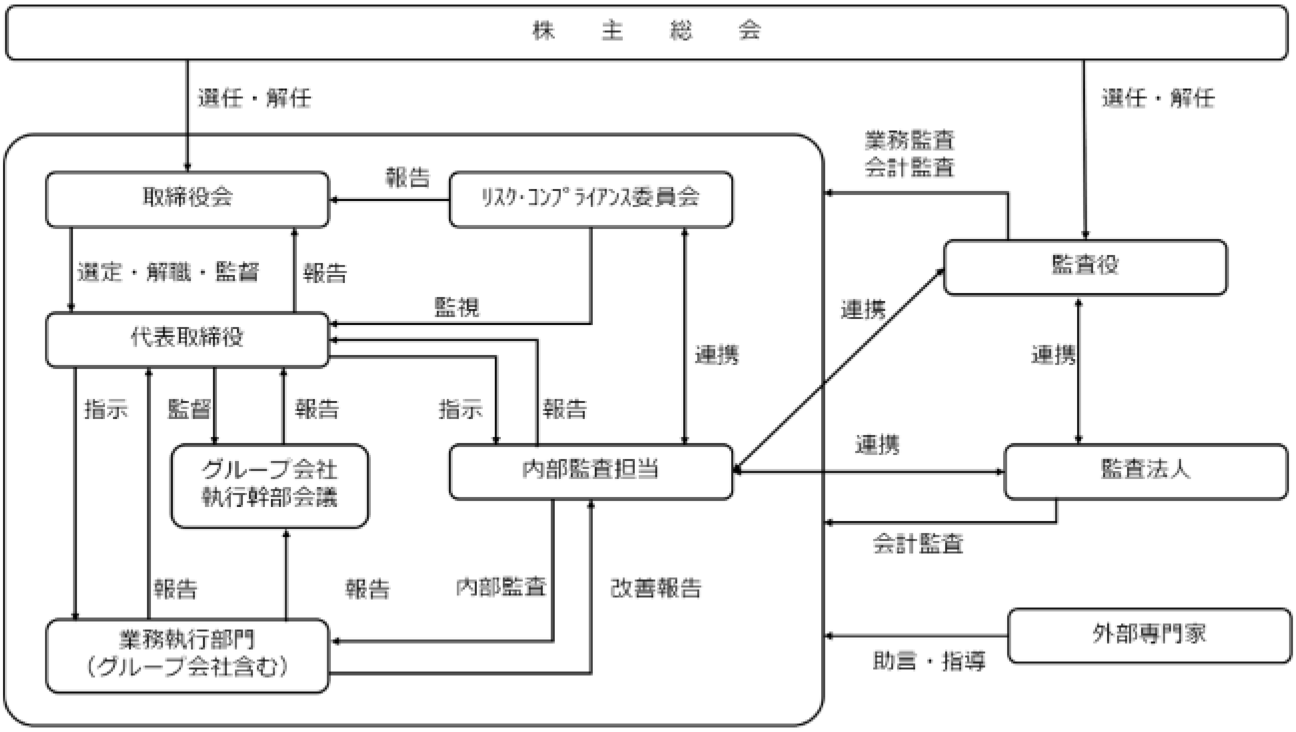

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「将来に備えて、将来を豊かにする。幸せな人生設計に貢献し、一番すてきなステージへ」という経営理念のもと、企業価値の持続的な成長を実現し、社会に貢献するために、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、経営の効率化、健全化に努めるとともに、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能の強化を図り、株主、投資家へのタイムリーな情報開示に努めることにより、経営の透明性を高めることに取り組んでまいります。

② コーポレート・ガバナンスの体制の概要

１．コーポレート・ガバナンスの概要とその体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査担当を任命し、対応を行っております。また、外部の視点からの経営監督機能を強化するため、社外取締役１名及び社外監査役１名を選任し、監査法人と監査契約を締結しております。これらの相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

２．その他のコーポレート・ガバナンスに関する事項

ａ．株主総会

当社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集しております。株主総会では、法令で定められた事項を決議するとともに、決算内容の報告を行い、株主に経営の状況を開示しております。

ｂ．取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役６名（内、社外取締役１名）で構成され、毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、法令で定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議をするとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。取締役会には監査役１名（内、社外監査役　１名）が出席し、必要に応じて意見表明し、取締役の職務の執行を監査しております。

ｃ．監査役

当社は、監査役を１名選任しております。監査役は取締役会に出席し当社の意思決定等を監視し、必要に応じて意見を述べるなど、透明かつ公正な経営監視体制の強化を図るとともに、各部門への往査など、実効性あるモニタリングに取り組んでおります。また、監査法人・内部監査担当との情報共有も行っております。

ｄ．リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンス規程に基づき各本部に委員を設置し、代表取締役を委員長としております。常勤監査役及び内部監査担当も参加の上、四半期に１回開催しております。事業を取り巻く様々なリスクへの対応状況や各部門の対応状況の確認及び各部門の法令遵守の状況や社内の啓蒙活動など、リスク管理体制とコンプライアンス体制の充実に向けた意見の交換を行っております。

ｅ．内部監査体制

当社は、事業拠点が１ヶ所であり、かつ従業員数が少数であるため、独立した内部監査部門を有しておりません。内部監査は、内部監査規程に基づき、管理部１名が担当しております。なお、管理本部への内部監査は、事業部１名が行っております。監査対象は、全部門とし定期監査及び必要に応じ臨時監査を行っております。

３．内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

ａ．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」に基づく「経営方針」及び「行動指針」を制定し、役職員はこれを遵守することとしております。

(b) 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、業務を遂行しております。

(c) 管理本部をコンプライアンスの統括部署としてリスク・コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な研修体制の構築に努めており、適時コンプライアンスに関する啓蒙を行っております。

ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存管理しております。

(b) 管理部署の管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供するものとしております。

ｃ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク・コンプライアンス規程を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。具体的には、リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に１回開催し、代表取締役がその委員長として、リスク管理の徹底を図っております。

ｄ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定時取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。

(b) 取締役会のもとにグループ会社の執行幹部会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部門長に伝達しております。また、各部門長は各部門の業務執行状況を報告するとともに担当部署の多様なリスクを可能な限り未然に防止するように情報共有と検討を行っております。

(c) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために業務分掌規程、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担しております。

ｅ．当社における業務の適正を確保するための体制

(a) 「経営理念」、「経営方針」、「行動指針」を共有し企業価値の向上と業務の適正を確保しております。

(b) 内部監査による業務監査により、業務全般にわたる職務執行の適切性を確保しております。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保しております。

(b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については監査役に委嘱されたものとしております。

g．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

(b) 監査役への報告・情報提供は、適時監査役の指定する方法で行います。

h．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役、内部監査担当者は、監査役と定期的に意見交換を行います。

(b) 監査役は、取締役会等の重要な会議体に出席することにより、重要な報告を受ける体制としております。

(c) 監査役は定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めております。

4．リスク管理体制の整備の状況

当社では、社内規程や業務マニュアルの体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、業務リスク等に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築するように努めております。

当社ではリスク・コンプライアンス規程を制定し、役職員は業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、リスクの回避、軽減に必要な措置を講じることとしております。さらに、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、３ヶ月に１度定期的又は必要がある場合に開催しております。

5．取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役は８名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

6．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

7．社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

8．中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

９．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査の状況】

① 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査担当者２名が、業務全般について法令、定款、社内規程等の遵守状況、業務執行手続き及び内容の妥当性について監査を実施しております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は株主総会と取締役会に出席し、取締役及び監査法人から報告を受け、法令上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。

また、監査役は内部監査担当者と連携し、内部統制システムに関する監査を実施し、定期的に監査法人と面談を行っております。

② 会計監査の状況

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

また、当社は、公正不偏の立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家において有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、情報交換を心がけております。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

ａ【業務を執行した公認会計士の氏名】

指定有限責任社員　業務執行社員　髙橋　正哉

指定有限責任社員　業務執行社員　池田　晴彦

ｂ【監査業務に係る補助者の構成】

公認会計士５名

ｃ【継続監査年数】

４年間

③ 監査報酬の内容等

ａ【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	14,800	―
連結子会社	―	―
合計	14,800	―

ｂ【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

ｃ【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

ｄ【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人から提出された監査に要する業務時間等の見積資料に基づき、監査役の同意のもと決定しております。

(3) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等の額の決定につきましては、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会からの諮問を受けた報酬委員会の答申内容に基づき、取締役会により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	247,827	247,827	―	―	―	6
社外役員	13,200	13,200	―	―	―	2
合計	261,027	261,027	―	―	―	8

(4) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式については円滑な取引関係を保つことを目的とし、取締役会にて事実上の関係や財務内容などを総合的に勘案して保有の有無を判断しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社における新規銘柄株式の取得、保有株式の処分は、取締役会での承認が必要となっております。新規銘柄株式の取得、保有株式の処分については、「投資株式の区分の基準及び考え方」に基づき実施しております。

なお、保有株式の処分にあたっては、当社の経営成績、市況を考慮しております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	―	―
非上場株式以外の株式	1	970

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）	株式数の増加の理由
非上場株式	―	―	―
非上場株式以外の株式	1	970	持株会会員

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	―	―
非上場株式以外の株式	―	―

第６ 【経理の状況】

１．連結財務諸表の作成方法について

(1)当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。なお、当社は、当連結会計期間より連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

(2)連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年４月１日から2026年３月31日まで)の連結財務諸表について、新月有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、監査法人などが主催する研修等へ参加するなどの取組みを行っております。

【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

		当連結会計年度 （2026年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		3,134,953
売掛金		4,364
販売用不動産	※２	11,373,317
仕掛販売用不動産	※２	4,214,822
前渡金		2,494,820
その他		925,734
貸倒引当金		△187
流動資産合計		22,147,825
固定資産		
有形固定資産		
建物		25,439
減価償却累計額		△15,763
建物（純額）		9,675
車両運搬具		32,025
減価償却累計額		△15,235
車両運搬具（純額）		16,789
工具、器具及び備品		11,947
減価償却累計額		△10,160
工具、器具及び備品（純額）		1,787
リース資産		11,537
減価償却累計額		△5,791
リース資産（純額）		5,746
船舶		27,424
減価償却累計額		△27,424
船舶（純額）		0
土地		215
有形固定資産合計		34,215
無形固定資産		
ソフトウエア		4,820
無形固定資産合計		4,820
投資その他の資産		
投資有価証券		3,970
敷金		48,063
出資金		22,910
繰延税金資産		16,137
その他		27,722
貸倒引当金		△2,500
投資その他の資産合計		116,304
固定資産合計		155,339
資産合計		22,303,165

（単位：千円）

		当連結会計年度 （2026年３月31日）
負債の部		
流動負債		
短期借入金		62,000
１年内償還予定の社債		120,000
１年内返済予定の長期借入金	※２	5,296,113
リース債務		2,472
未払金		167,378
未払法人税等		132,790
未払消費税等		56,472
その他	※１	368,018
流動負債合計		6,205,244
固定負債		
社債		100,000
長期借入金	※２	11,747,801
リース債務		4,213
役員退職慰労引当金		177,500
その他		753
固定負債合計		12,030,269
負債合計		18,235,513
純資産の部		
株主資本		
資本金		80,000
資本剰余金		938,375
利益剰余金		3,866,119
自己株式		△816,934
株主資本合計		4,067,559
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		91
その他の包括利益累計額合計		91
純資産合計		4,067,651
負債純資産合計		22,303,165

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

		当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
売上高	※１	15,948,863
売上原価		12,724,122
売上総利益		3,224,740
販売費及び一般管理費	※２	1,968,713
営業利益		1,256,026
営業外収益		
受取利息及び配当金		6,259
受取賃貸料		2,864
信用保証料		4,647
固定資産売却益		1,746
その他		3,296
営業外収益合計		18,814
営業外費用		
支払利息		263,223
融資手数料		125,824
その他		17,247
営業外費用合計		406,295
経常利益		868,545
税金等調整前当期純利益		868,545
法人税、住民税及び事業税		301,438
法人税等調整額		23,113
法人税等合計		324,551
当期純利益		543,994
親会社株主に帰属する当期純利益		543,994

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
当期純利益	543,994
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	8
その他の包括利益合計	※　8
包括利益	544,003
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	544,003
非支配株主に係る包括利益	－

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	80,000	938,375	3,480,984	△816,934	3,682,424
当期変動額					
新株の発行					
剰余金の配当			△157,932		△157,932
親会社株主に帰属する当期純利益			543,994		543,994
新規連結による変動額			△927		△927
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					－
当期変動額合計	－	－	385,134	－	385,134
当期末残高	80,000	938,375	3,866,119	△816,934	4,067,559

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	83	83	3,682,508
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			△157,932
親会社株主に帰属する当期純利益			543,994
新規連結による変動額			△927
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	8	8
当期変動額合計	8	8	385,143
当期末残高	91	91	4,067,651

④　【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	868,545
減価償却費	12,922
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	39,890
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△2,604
家賃保証引当金の増減額（△は減少）	△290
固定資産売却損益（△は益）	△1,746
受取利息及び配当金	△6,259
支払利息	263,223
融資手数料	125,824
売上債権の増減額（△は増加）	824
棚卸資産の増減額（△は増加）	△7,207,004
前渡金の増減額（△は増加）	△714,140
未払消費税等の増減額（△は減少）	△22,074
その他	△415,278
小計	△7,058,166
利息及び配当金の受取額	6,259
利息の支払額	△275,794
法人税等の支払額	△487,842
営業活動によるキャッシュ・フロー	△7,815,544
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△11,418
有形固定資産の売却による収入	2,227
出資金の払込による支出	△10,150
敷金の差入による支出	△3,347
その他	△1,121
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,809
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△49,000
長期借入れによる収入	17,185,367
長期借入金の返済による支出	△9,608,093
リース債務の返済による支出	△2,395
配当金の支払額	△157,932
融資手数料の支払いによる支出	△125,824
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,242,121
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△597,232
現金及び現金同等物の期首残高	3,728,290
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	3,895
現金及び現金同等物の期末残高	※　3,134,953

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　株式会社ファーストステージディベロップメント

前会計年度末において非連結子会社であった株式会社ファーストステージディベロップメントは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

匿名組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～26年
車両運搬具	３～６年
工具、器具及び備品	３～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②家賃保証引当金

サブリース契約に伴い発生する損失に備えるために、損失見込額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

不動産ソリューション事業は、全国の顧客に対して投資用不動産を販売する事業であり、顧客との不動産売買契約書に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

(5)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、法人税法の規定により均等償却を行っております。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリース費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日　　　　2028年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（連結貸借対照表関係）

※１　その他のうち、契約負債の金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 （2026年３月31日）
契約負債	24,400千円

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 （2026年３月31日）
販売用不動産	11,230,127千円
仕掛販売用不動産	4,214,822〃
計	15,444,950千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 （2026年３月31日）
１年内返済予定の長期借入金	5,209,413千円
長期借入金	11,418,333〃
計	16,627,746千円

３　当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社（㈱ファーストステージディベロップメント）においては、資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 （2026年３月31日）
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	8,936,000千円
借入実行残高	4,963,550〃
差引額	3,972,450千円

（連結損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、当連結会計年度15,393,574千円であります。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
役員報酬	316,557千円
給与	597,118〃
賞与	61,071〃
販売促進費	30,614〃
減価償却費	12,922〃
貸倒引当金繰入額	△2,204〃
退職給付費用	4,380〃
役員退職慰労引当金繰入額	39,890〃

（連結包括利益計算書関係）

※その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	14千円
組替調整額	―
法人税等及び税効果調整前	14千円
法人税等及び税効果額	△6〃
その他有価証券評価差額金	8千円
その他の包括利益合計	8千円

（連結株主資本等変動計算書関係）

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,484,000	―	―	2,484,000
合計	2,484,000	―	―	2,484,000
自己株式				
普通株式	1,200,000	―	―	1,200,000
合計	1,200,000	―	―	1,200,000

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	157,932	123.00	2025年３月31日	2025年６月30日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年６月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	157,932	123.00	2026年３月31日	2026年６月29日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
現金及び預金	3,134,953千円
現金及び現金同等物	3,134,953千円

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、複合機（工具、器具及び備品）であります。

②リース資産の減価償却の方法

「【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）４.会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
１年内	1,442千円
１年超	360〃
合計	1,803千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に不動産販売事業を行うための事業計画に照らして必要な資金を、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、不動産販売事業における不動産の仕入に必要な資金及び運転資金であり、社債は、運転資金であります。リース債務は、設備投資を目的としたものであります。借入金の一部は金利変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

投資有価証券については、時価や発行体（取引企業）の財務状況等を把握しております。

金利変動リスクについては、借入金に係る支払い金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2026年３月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	970	970	―
資産計	970	970	―
(1)長期借入金(※２)	17,043,914	17,004,291	△39,622
(2)リース債務(※２)	6,686	6,476	△210
(3)社債(※３)	220,000	217,427	△2,572
負債計	17,270,600	17,228,194	△42,404

※１　「現金及び預金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※２　１年内返済予定分を含めて表示しております。

※３　１年内償還予定分を含めて表示しております。

※４　市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
匿名組合出資金	3,000
合計	3,000

（注１）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2026年３月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,134,953	―	―	―
合計	3,134,953	―	―	―

（注２）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2026年３月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	62,000	―	―	―	―	―
長期借入金	5,296,113	10,549,898	755,180	284,080	39,510	119,133
リース債務	2,472	2,553	1,151	509	―	―
社債	120,000	―	100,000	―	―	―
合計	5,480,585	10,552,451	856,331	284,589	39,510	119,133

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2026年３月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	970	―	―	970
資産計	970	―	―	970

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2026年３月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金(※１)	―	17,004,291	―	17,004,291
リース債務(※１)	―	6,476	―	6,476
社債(※２)	―	217,427	―	217,427
負債計	―	17,228,194	―	17,228,194

※１　１年内返済予定分を含めて表示しております。

※２　１年内償還予定分を含めて表示しております。

（注）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務及び社債

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度4,380千円であります。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権
決議年月日	2019年１月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　４名 当社従業員　10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　272,000株
付与日	2019年１月16日
権利確定条件	「第５　発行者の状況　１　株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	勤務対象期間の定めはありません
権利行使期間	自　2021年１月16日 至　2029年１月15日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後（株）	
前事業年度末	234,800
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	234,800

②単価情報

	第１回新株予約権
決議年月日	2019年１月15日
権利行使価格（円）	1,163
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点においては、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ＤＣＦ法、類似会社比準法及び純資産価額法を総合的に勘案して算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値によっております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額　102,607千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 （2026年３月31日）
繰延税金資産	
未払事業税	12,148千円
減価償却超過額	60〃
未払社会保険料	2,689〃
役員退職慰労引当金	62,817〃
未払賞与	4,000〃
その他	12,624〃
繰延税金資産小計	94,342〃
評価性引当額	△75,442〃
繰延税金資産合計	18,899〃
繰延税金負債	
未収事業税	△2,711〃
その他	△50〃
繰延税金負債合計	△2,761〃
繰延税金資産の純額	16,137〃

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 （2026年３月31日）
法定実効税率	34.55％
（調整）	
住民税均等割	0.03％
評価性引当額の増減	0.95％
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.19％
その他	△0.36％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.37％

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）４.会計方針に関する事項（4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

２．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	5,200
契約負債（期末残高）	24,400

（注）１．契約負債は投資用不動産の不動産売買契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。

２．契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

３．契約負債の期首残高は、すべて当連結会計年度の収益として認識されております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

当社グループの報告セグメントは、「不動産ソリューション事業」のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社MAXIV	2,572,931	不動産ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１．関連当事者との取引

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
１株当たり純資産額	3,167円95銭
１株当たり当期純利益	423円67銭
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	403円52銭

（注）１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
１株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	543,994
普通株主に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	543,994
普通株式の期中平均株式数(株)	1,284,000
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	―
普通株式増加数(株)	64,130
（うち新株予約権(株)）	(64,130)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	―

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社ファーストステージ	第２回信用保証協会保証付私募債（注）１	2021年11月25日	120,000	120,000 (120,000)	0.35	なし	2026年11月25日
株式会社ファーストステージ	第３回無担保社債	2023年1月30日	100,000	―	0.55	なし	2026年1月30日
株式会社ファーストステージ	第４回無担保社債	2026年１月30日	―	100,000	0.90	なし	2029年１月30日
合計	―	―	220,000	220,000 (120,000)	―	―	―

(注) １．「当期末残高」欄の(内書)は、１年内償還予定の金額であります。

２．連結決算日後５年内における１年ごとの償還予定額の総額

１年以内(千円)	１年超２年以内(千円)	２年超３年以内(千円)	３年超４年以内(千円)	４年超５年以内(千円)
120,000	―	100,000	―	―

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	111,000	62,000	2.0	―
１年以内に返済予定の長期借入金	3,649,262	5,296,113	1.97	―
１年以内に返済予定のリース債務	2,395	2,472	3.54	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く)	5,817,378	11,747,801	2.51	2027年４月～ 2035年６月
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く)	6,686	4,213	3.37	2027年４月～ 2029年12月
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	9,586,722	17,112,600	―	―

(注) １．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金及びリース債務(１年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内(千円)	２年超３年以内(千円)	３年超４年以内(千円)	４年超５年以内(千円)
長期借入金	10,549,898	755,180	284,080	39,510
リース債務	2,553	1,151	509	―

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第７　【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８　【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３か月以内
基準日	毎年３月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日 毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	－
株主名簿管理人	－
取次所	－
名義書換手数料	－
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目６番３号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載ＵＲＬ https://www.1st-stage.co.jp/publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）　当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2) 買取請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年６月26日

株式会社ファーストステージ
　取締役会　御中

新月有限責任監査法人
　大阪府大阪市
　指定有限責任社員
　業 務 執 行 社 員　　公認会計士　高橋正哉
　指定有限責任社員
　業 務 執 行 社 員　　公認会計士　池田晴彦

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストステージの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストステージ及び連結子会社の2026年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に

は、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを

評価する。

- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上